

答 申 書
(答申第39号)
平成19年1月24日

1 審査会の結論

審査請求人に対する窃盗被疑事件に係る文書に記録されている個人情報に適用除外としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の内容は、平成〇年〇月〇日付けで、〇〇警察署から窃盗被疑事件に関し、審査請求人に発せられた捜索差押許可状請求書及びその請求理由が判明できるものであり、これに対し、北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、捜索差押許可状請求書、捜査報告書及び供述調書（以下「本件文書」という。）に記録されている情報を対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件個人情報については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類に記録されている個人情報であるとして、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第45条第2号の規定に基づき条例の適用除外とし、非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件個人情報が記載されている文書は、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類には該当せず、条例の適用除外とする本件処分は、解釈適用を誤った違法なものであり、その取消しを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 条例第45条第2号の該当性について

ア 刑事訴訟に関する書類及び押収物については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されるものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑事訴訟法第53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の適用除外とされている（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」250頁）。

「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」についても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号。以下「整備法」という。）において、情報公開法における場合と同様の趣旨から、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関等個人情報保護法」という。）に基づく開示の規定を適用除外とする措置が講じられている。

条例は、整備法において行政機関等個人情報保護法の規定が適用されないこととされた刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」については、第45条において第2節から第5節まで適用除外としたものである。

イ 実施機関は、次のように主張する。

本件個人情報に記載されている本件文書は、刑事手続きの一環である犯罪捜査の過程において作成された捜査書類であって、公訴の提起があった場合には、検察官の判断により裁判所に証拠として提出され得るものであり、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定された「訴訟に関する書類」に該当するものであって、条例第2章第2節で定める個人情報の開示に関する規定の適用除外となることは明らかである。

また、刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同一であり、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されており、主に司法警察職員捜査書類基本書式例（平成12年3月30日付け最高検企第54号）により様式が定められているもの等があげられるが、様式等が定まっているにないに関わらず、捜査の過程で作成される書類であり、手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。

ウ 実施機関が主張するように、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所又は裁判官の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものをも含むと解されているところ、本件文書は、本件窃盗事件に関する犯罪捜査という刑事司法手続の過程で作成される書類であると認められる。

以上のことから、本件文書は、刑事訴訟法第53条の2の規定に基づく「訴訟に関する書類」に該当し、本件個人情報は、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められることから、条例第45条第2号に該当するものと判断する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 9 月13日	○ 諮問書の受理（諮問番号43） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報非開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥理由説明書）の提出
平成18年 9 月15日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成18年11月15日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成18年12月12日 （第一部会）	○ 審議
平成19年 1 月18日 （第一部会）	○ 審議
平成19年 1 月22日 （第18回審査会）	○ 答申案審議
平成19年 1 月24日	○ 答申